

# 大阪農民会館だより

2024年  
第181号

1月1日(月)

発行所／(一財)大阪農業振興協会

〒536-0014 大阪市城東区鷺野西2丁目5-22 農民会館  
TEL(06)6965-3900 FAX(06)6965-2901

発行人／田中 豊



日光二荒神社——麻掛け大国 縁結び 金運UP

## もくじ

- ▶ 4つの「止まらない」に歯止めをかける年に ..... 2
- ▶ 食料自給率を高め、日本の食料安全保障を守れ ..... 3
- ▶ 食料・農業・農村基本法、約20年ぶりに見直しへ ..... 4
- ▶ 関西の食を作る人々（第10回） ..... 7
- ▶ 2024 農民会館 野菜カレンダー ..... 10

無料

法律・税金相談 随時受付

連絡先／大阪農民会館 ☎06-6965-3900

# 食料・農業・農村基本法、 約20年ぶりに見直しく

岸上 光克



造改革を実施した農業の持続的発展と、農業政策と人口減少社会を両立させた農村政策を合わせたものでした。また、「食料自給率の向上」も政策目標に定められてきました。

そして、図2 から新基

本法の基本理念を確認する」と、「国民一人一人の食料安全保障の確立」、「環境等に配慮した持続可能な農

はじめに

令和5年9月11日、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会が農政の憲法である現行基本法見直しに関する最終とりまとめを決定し、答申しました。2024年通常国会での食料・農業・農村基本法改正案の提出が予定されています。

ステム戦略で示されたように、2050年を見据えた持続可能な農業生産システムへの転換が世界的規模で要請されています。第3回、取り扱い手の減少と高齢化が一層進み、農業と農村の維持がまったくなしで困難に直面しています。

の見直しの方向をまとめたのです。

旧基本法と

新基本法の理念比較

私は、これまでの基本法の理念について確認しておき

ます。旧基本法は、「農工

間の所得均衡」と「自立経

済の確立」の実現による農

家の地位向上を目標としてい

ました。現行基本法は、「食

料の安定供給」と「農業の

多面的機能の發揮」を掲げ、

品のアカセバ、適正な価格

の背景

今回の基本法見直しの背景としては、以下の点があげられます。第1に、ウクライナ侵攻を契機とした輸入農産物価格・資材価格の高騰や異常気象による生産の不安定化などによって、食料安全保障への危機感の高まりがあります。第2に、農業による環境負荷の高さ現行基本法を見直すことと

林水産省の食料・農業・農村政策審議会が農政の憲法である現行基本法見直しに関する最終とりまとめを決定し、答申しました。2024年通常国会での食料・農業・農村基本法改正案の提出が予定されています。

農産物価格・資材価格の高騰や異常気象による生産の不安定化などによって、食料安全保障への危機感の高まりがあります。第2に、農業による環境負荷の高さ現行基本法を見直すことと

新基本法の基本的施策

①食料に関する基本的施策

食料に関する基本的施策



## P R O F I L E

## 岸上 光克 (きしがみ みつよし)



兵庫県伊丹市生まれ

現在、和歌山大学経済学部教授・同大学食農総合研究教育センター長／専門は農協共販論・農産物流通論・地域づくり戦略／2005年大阪府立大学大学院農学生命科学研究科博士後期課程修了 博士（農学）／民間企業、行政、（独）水産大学校を経て現職

## 新基本法をめぐる論点

## ①食料自給率の位置づけ

現行基本法が目標とした食料自給率向上は達成されており、2030年度までに食料自給率を力口リーベースで45%とする政府目標も実現困難な状況にある

②「食料安全保障の事実上の定義変更」と考えられます。国民にとってわかりやすく、食料の安定供給のキーをどのように扱つか、そのあり方と数値目標の設定が注目されます。

## ③適正な価格形成の実現

これまでに類を見ないような生産資材等の価格高騰がみられるなかで、生産者にとって適正な価格形成が求められています。今回の答申では「需要に応じて生産された農産物等の適正な価格形成の実現に向けて、課題の分析を行いつつ、

境や持続可能性への理解醸成があげられています。

と考えられます。現行基本法では、食料自給率向上が政策目標として掲げられており、食料安全保障の中心と位置づけられています。

しかし、今回の答申を見ると、あまり強調されていません。また、平成27年に登場した「食料自給力」も見当たりません。これは、

「食料安全保障の事実上の定義変更」と考えられます。国民にとってわかりやすく、食料の安定供給のキーをどのように扱つか、そのあり方と数値目標の設定が注目されます。

①「食料安全保障の事実上の定義変更」の詳細な内容については、田代洋一「食料・農業・農村基本法の見直し」「農業・農協問題研究」農業・農協問題研究所報82号、2023年11月に詳しく記載されています。加えて、その他、新基本法をめぐる論点もまとめられています。

環境保全型農業等について、従来から政策では推進されてきましたが、十分な成果をあげているとは思えません。本当に、「環境負荷低減を行う農業を主流化する」とは可能なのでしょうか。みどりの食料システム戦略とともに、生産者の十分な理解を得るために、唐突に打ち出された答申のようになります。一方で、消費者をみても、有機農業（有機農産物）への関心も徐々に高まっているようにも思いますが、環境負荷や人権に配慮した食へ

おわりに

答申において、食料・農業・農村に加え、環境視点が加えられたことは評価できますが、その実現性とともに、農業・農村政策の深堀りが不十分である点（田嶋じい視点がないこと）は否めません。2024年の新基本法案の国会提出までに、生産者から消費者まで国民全員が「自分事」としてとらえられることがむしろ、内容がプラスシューアップされることを期待しています。

